

「(疾病給付分)件数；総数」

－ (「被保険者分・医療給付・診療費・計」＋「同・高額療養費・小計」＋「被扶養者分・医療給付・診療費・計」＋「同・高額療養費・小計」＋「世帯合算高額療養費・小計」)

年金給付分＝ (社会保険庁「事業年報」船員保険年金給付決定状況の)

「受給者／件数；総数」

失業給付分＝ (社会保険庁「事業年報」船員保険失業給付決定状況の)「件数－総計」

f 国家公務員共済組合の運用にかかわる費用：下記ア＋イ

ア 業務取扱費用 (職員給与以外部分)

(国家公務員等共済組合等事業年報業務経理損益計算書 (損失) の)

〔「国家公務員共済組合合計－損失」の「計」－ (「負担金」＋「雑損」＋「前期損益修正損」＋「固定資産除却損」＋「当期利益金」)〕… α

－ 〔「連合会－損失」の「計」－ (「負担金」＋「雑損」＋「前期損益修正損」＋「固定資産除却損」＋「当期利益金」)〕… β

＋ 〔「外務省在外－損失」の「計」－ (「負担金」＋「雑損」＋「前期損益修正損」＋「固定資産除却損」＋「当期利益金」)〕… γ

イ 職員給与

(ア＋β)〔＝α＋γ〕×人件費比率*－除外部分**

*人件費比率 (地方公務員共済組合の人件費比率を代用)

＝人件費合計／事業支出合計

人件費合計＝ (地方公務員共済組合等事業年報業務経理損益計算書 (借方) の)

「役員報酬」＋「職員給与」＋「賃金」… δ

事業支出合計＝ δ＋

(地方公務員共済組合等事業年報業務経理損益計算書 (借方) の) (「厚生費」＋「旅費」「事務費」＋「委託管理費」＋「燃料費」＋「被服費」＋「修繕費」＋「洗濯費」＋「賃借料」＋「管理費」＋「保険料」＋「消耗器具費」＋「調査研究費」＋「普及費」＋「広告費」＋「諸謝金」＋「食糧費」＋「交際費」＋「選挙費」＋「公租公課等」＋「信託等売買手数料」＋「雑費」＋「支払利息」)… ε －「公租公課等」＋「委託費」

**除外部分

＝ (国家公務員等共済組合等事業年報業務経理損益計算書 (損失) の)

「国家公務員共済組合合計－損失」の「職員給与」＋「賃金」

g 地方公務員共済組合の運営にかかわる費用：

委託費を除く業務取扱費用*×短期給付割合**＋委託費***

*委託費を除く業務取扱費用＝上記 δ＋ε

**短期給付割合

＝現物給付を除く短期給付件数／ (現物給付を除く短期給付件数＋長期給付件数)

現物給付を除く短期給付件数＝

(地方公務員共済組合等事業年報 短期附加給付支給状況調の)

(「短期法定給付件数」＋「短期附加給付件数」)

－ (地方公務員共済組合等事業年報 短期法定給付支給状況調の)

(「件数小計－合計；療養の給付」＋「件数小計－合計；家族療養の給付」＋「件数小

- 計 - 直営保健給付の療養の給付」 + 「件数小計 - 直営保健給付の家族療養の給付」
 長期給付件数 = 地方公務員共済組合等事業年報 長期給付支給状況調の「件数-合計」
 ***地方公務員共済組合等事業年報業務経理損益計算書 (借方) の「委託費」
- h 私立学校教職員共済組合の運営にかかわる費用：業務取扱費用*×短期給付割合**
 *業務取扱費用 = (総理府「社会保障統計年報」 私立学校教職員共済組合業務経理状況の)「支出
 (合計)」 - 「当期利益金」
 **短期給付割合
 = 現物給付を除く短期給付件数 / (現物給付を除く短期給付件数 + 長期給付件数)
 現物給付を除く短期給付件数 =
 (私立学校教職員共済組合「私学共済の概要」 短期給付支給件数の)
 「合計」 - (「療養の給付」 + 「家族療養の給付」 + 「(家族) 高額療養費」)
 長期給付件数 = 私立学校教職員共済組合「私学共済の概要」 長期給付支給件数「合計」
- i その他 - 労働者災害補償保険の運営にかかわる費用：業務取扱費*×療養給付割合**
 *業務取扱費 = (労働者災害補償保険事業年報 損益計算書 (損失))「業務取扱費」
 + 徴収勘定繰入の業務取扱費
 (徴収勘定繰入の業務取扱費 = 「業務取扱費」 × 比率※)
 ※徴収勘定繰入の業務取扱費は、平成7年以降、データが公表されていないため、
 平成6年度値をもとに算出した比率を用いる (0.41)
 **療養給付割合 = (労働者災害補償保険事業年報 保険給付支払状況の)
 「全国計 / 件数 ; 療養補償給付」 / 「全国計 / 件数 ; 計」
- j その他 - その他：下記ア+イ+ウ
 ア 日本体育・学校教育センター法 給付の審査等に関する業務取扱費
 → 平成7年度以降、データがないため、推計不能
 イ 防衛庁職員給与法にもとづく医療 事務費収入のうち自衛官等事務費収入：
社会保険診療報酬支払基金「基金年報」 収入支出決定計算書の「事務費収入(自衛官等事務費
 収入)」
 ウ 公害健康被害の補償に関する法律にもとづく医療 公害健康被害補償給付に要した事務費(療
 養の給付および療養費)
 → 平成7年度以降、データがないため、推計不能
- k 老人保健制度の運用にかかわる費用：下記ア+イ
 ア 国民健康保険団体連合会の老健制度にかかわる業務取扱費 = 審査支払手数料総数*×
 (国民健康保険事業年報 医療費及び医療給付費の)「医療費一件数 ; 老人保健分」 / 「医療費
 一件数 ; 総数」
 *公表データがないため、推計不能
 イ 社会保険診療報酬支払基金における老健制度にかかわる業務取扱費 =
社会保険診療報酬支払基金「基金年報」 “予算及び決算 ; (一般会計) 収入支出決定計算書
 [収入の部]”「収入決定済額 ; 事務費収入 - 老人保健事務費収入」 + “老人保健特別会計) 事務
 費勘定収入支出決定計算書 [支出の部]”「支出決定済額 ; 事務取扱費 (計)」
- l 退職者医療制度にかかわる業務取扱費
 (拠出金の徴収・交付金之交付および特定組合の審査支払に要する費用のみ)：
社会保険診療報酬支払基金「基金年報」 “(退職者医療特別会計) 事務費勘定収入支出決算書 [支

出の部]”「支出決定済額；事務取扱費（計）」

②介護保険

介護保険事業状況報告年報 介護保険特別会計経理状況の歳出の「総務費」×医療系比率*

*医療系比率＝医療系サービス費用総額／介護費用総額

概念上含まれるが推計していない保健勘定項目と推計しない理由

政府（厚生労働省）の管理・運営にかかる費用はデータがないため、推計していない。

供給主体別分類の按分

全額 [HP.6.2](#)

財源別分類の按分

全額 [HF1.2](#)

OECD Health Data との関係

HC7.1.2＝ *Public exp. on health administration & insurance*

HC7.2 Health administration and health insurance: private

保健医療管理業務および医療保険：民間

HC7.2.1 Health administration and health insurance: social insurance

保健医療管理業務および医療保険：社会保険

該当しない

HC7.2.2 Health administration and health insurance: other private

保健医療管理業務および医療保険：その他の民間保険

包含される保健勘定項目と計算方法・データソース

民間医療保険の管理コスト

([生命保険ファクトブック](#) “収支状況” の)「事業費総額」×支払金に占める医療給付金の割合*

*支払金に占める医療給付金の割合＝

([生命保険ファクトブック](#) “保険金等支払金の内訳” の)

(医療給付金「障害給付金」＋「手術給付金」＋「入院給付金」)／「支払金総額」

概念上含まれるが推計していない保健勘定項目と推計しない理由

損害保険会社の医療保険にかかわる管理コストは、データがないため推計不能

供給主体別分類の按分

全額 [HP.6.4](#)

財源別分類の按分

全額 HF.2.2

OECD Health Data との関係

HC7.2.2 = *Private exp. on health administration & insurance*

HC.R.1 Capital formation of health care provider institutions

保健医療提供機関の資本形成

包含される保健勘定項目と計算方法・データソース

(一般政府の「保健」及び「社会保護」を目的とする①補助金+②総固定資本形成+③資本移転
-④固定資本減耗) -⑤病院施設運営補助金

①～③は、内閣府経済社会総合研究所国民経済計算年報の“一般政府の目的別支出”の該当箇所を出典とする。

④は、内閣府経済社会総合研究所国民経済計算年報の“一般政府の目的別最終消費支出(実質)”の該当箇所を出典とする。

⑤は、本資料編 68 頁を参照。

OECD Health Data との関係

HC.R.1 = *Total investment on medical facilities*

= *Public investment on medical facilities*

HC.R.2 Education and training of health personnel 保健医療従事者の教育および訓練

HC.R.3 Reserch and development in health 保健医療における研究開発

HC.R.4 Food, hygiene and drinking water control 食品、衛生および飲料水の管理

HC.R.5 Environmental health 環境衛生

HC.R.6 Administration and provision of social services in kind to assist living with disease and impairment

疾患や障害を伴う生活を支援するための社会サービスの現物支給および管理業務

HC.R.7 Administration and provision of health-related cash-benefits

保健関連の現金給付および管理業務

HC.R.2～7 は、データがないため、推計していない。

HP（供給主体別分類）に基づく推計手法

（本項では、各供給主体別分類に含まれている機能と、それらの財源別分類への按分について記す。それぞれの機能の推計手法の詳細は、“HC（機能別分類）に基づく推計手法”参照。）

HP.1 Hospitals 病院

HP.1.1 General hospitals 一般病院

HC1.1 入院診療 の一般病院部分
HC1.3.1 外来診療 の一般病院部分
HC1.4 在宅診療サービス 全額
HC2.2 日帰りリハビリテーション の一般病院部分
HC2.4 在宅でのリハビリテーションサービス の一般病院部分
HC3.1 長期医療系施設サービス の一般病院部分
HC3.3 在宅での長期医療系サービス の一般病院部分
HC4.3 患者搬送および救急 の ①移送費
HC5.1.1 処方薬 の一般病院部分
HC5.2.2 矯正装具とその他の人工装具 全額

HC1.1

①「入院医療費」－③移送費 のHP1.1部分

a（一般部分）＝

（国民医療費「入院医療費」－国民医療費「V. 精神及び行動の障害・入院」）
×按分比率（一般・療養）－国民医療費「入院医療費・一般診療所」－移送費
－HP1.3計上分（公費負担医療給付分「結核予防法」）
＝国民医療費「入院医療費・病院」－国民医療費「V. 精神及び行動の障害・入院」－療養
型病床群分の入院医療費(HC3.1分)－移送費
－HP1.3計上分（公費負担医療給付分「結核予防法」）

→HF2.3.1：a×患者負担割合・入院

HF1.2：a×（1－患者負担割合・入院）－HF1.1計上分

HF1.1：公費負担医療給付分「生活保護法」の入院相当分×按分比率*（病院分）
＋「その他」全額

*按分比率＝一般・病院の総点数／（一般・病院の総点数＋一般・診療所の総点数）
各総点数＝各病床数×各利用率×各一回当たり点数

b（精神部分）

＝国民医療費「V. 精神及び行動の障害・入院」×按分比率 X（精神病床の中の一般病院・
病床数／精神病床の病床数）

→HF2.3.1：b×患者負担割合・入院－HF1.1計上分

HF1.2：b×（1－患者負担割合・入院）

HF1.1：公費負担医療給付分「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」×按分比率 X

②「入院時食事医療費」のHP1.1部分

c（一般部分）

＝国民医療費「入院時食事医療費」×按分比率*（一般病院分）

*按分比率（一般病院分）＝一般・病院の有効利用病床数／（一般の有効利用病床数＋精神病床の有効利用病床数＋療養型病床群の有効利用病床数）

→HF2.3.1：c×患者負担割合・入院時食事医療費

HF1.2：c×（1－患者負担割合・入院時食事医療費）

d（精神部分）

＝国民医療費「入院時食事医療費（“精神病床”分）の一般病院分

＝国民医療費「入院時食事医療費（“精神病床”分）×
精神病床の中の一般病院・病床数／精神病床の病床数

→HF 2.3.1：d×患者負担割合・入院時食事医療費

HF1.2：d×（1－患者負担割合・入院時食事医療費）

④正常分娩費 →全額 HF2.3.1

⑤病院施設運営費補助金の HP1.1 部分（一般病院の補助金合計） →全額 HF1.1

HC1.3.1+HC5.1.1

HC1.3.1 の HP1.1 部分

＝（国民医療費「入院外医療費・病院」－病院分薬剤費）×（1－精神病院按分比率）

HC5.1.1 の HP1.1 部分＝病院分薬剤費×（1－精神病院按分比率）

∴HC1.3.1+HC5.1.1 の HP1.1 部分（e）

＝国民医療費「入院外医療費・病院」×（1－精神病院按分比率）

→HF2.3.1：e×患者負担割合・入院外・薬剤共通

HF1.2：e×（1－患者負担割合・入院外・薬剤共通）－HF1.1 計上分

HF1.1：公費負担医療給付分「生活保護法」の入院外相当分×按分比率*（病院分）

*按分比率＝「入院外医療費・病院」／「入院外医療費」

HC1.4 全額→ HF1.2、HF2.3.1に按分（“HCに基づく推計手法”の項 参照）

HC2.2 介護保険の通所リハビリテーションに係る費用 の HP1.1 分

＝「通所リハビリテーション・費用額」×按分比率 Y

按分比率 Y＝通常規模の医療機関・利用単位数／通常規模の医療機関、小規模診療所、
老健の利用単位数の合計

（HC2.2 の HP1.1 に記載の按分比率 A1）

→HF2.3.1：（「通所リハビリテーション・費用額」－「通所リハビリテーション・給付額」）
×按分比率 Y

HF1.2：「通所リハビリテーション・給付額」×按分比率 P×按分比率 Y

HF1.1：「通所リハビリテーション・給付額」×按分比率 Q×按分比率 Y

按分比率 P＝給付額按分比率の保険者分＝0.5

按分比率 Q＝給付額按分比率の公費分＝0.5

HC2.4

①介護保険の訪問リハビリテーションに係る費用 の HP1.1 分

＝「訪問リハビリテーション・費用額」×按分比率 Z

按分比率 Z=病院・点数/病院と診療所の点数の合計

(HC2.4 の HP1.1 の①に記載の按分比率 B1)

→HF.2.3.1 : (「訪問リハビリテーション・費用額」 - 「訪問リハビリテーション・給付額」)
×按分比率 Z

HF.1.2 : 「訪問リハビリテーション・給付額」 × 按分比率 P × 按分比率 Z

HF.1.1 : 「訪問リハビリテーション・給付額」 × 按分比率 Q × 按分比率 Z

②介護保険の居宅療養管理指導に係る費用 の HP1.1 分

= 「居宅療養管理指導・費用額」 × 按分比率 W

按分比率 W=病院の按分比率 (HC2.4 の HP1.1 の②に記載の按分比率 C1)

→HF.2.3.1 : (「居宅療養管理指導・費用額」 - 「居宅療養管理指導・給付額」) × 按分比率 W

HF.1.2 : 「居宅療養管理指導・給付額」 × 按分比率 P × 按分比率 W

HF.1.1 : 「居宅療養管理指導・給付額」 × 按分比率 Q × 按分比率 W

HC3.1

②介護保険の介護療養型医療施設に係る費用 の HP1.1 分

= 「介護療養型医療施設・費用額」 × 按分比率 V

按分比率 V=病院の算定点数の合計/病院と診療所の算定点数の合計

(HC3.1 の HP1.1 の②に記載の按分比率 A1)

→HF.2.3.1 : (「介護療養型医療施設・費用額」 - 「介護療養型医療施設・給付額」)
×按分比率 V

HF.1.2 : 「介護療養型医療施設・給付額」 × 按分比率 P × 按分比率 V

HF.1.1 : 「介護療養型医療施設・給付額」 × 按分比率 Q × 按分比率 V

③介護保険の介護療養型医療施設に係る費用 の HP1.1 分

= 「短期入所療養介護 (病院等)・費用額」 × 按分比率 U

按分比率 U=病院の算定点数の合計/病院と診療所の算定点数の合計

(HC3.1 の HP1.1 の③に記載の按分比率 B1)

→HF.2.3.1 : (「短期入所療養介護 (病院等)・費用額」 - 「短期入所療養介護 (病院等)・給付額」)
×按分比率 U

HF.1.2 : 「短期入所療養介護 (病院等)・給付額」 × 按分比率 P × 按分比率 U

HF.1.1 : 「短期入所療養介護 (病院等)・給付額」 × 按分比率 Q × 按分比率 U

④療養型病床群の入院医療費、⑤療養型病床群の入院時食事医療費 全額

→HF.1.1、HF.1.2、HF.2.3.1 に按分 (“HC に基づく推計手法” の項 参照)

HC3.3

①介護保険の訪問看護に係る費用 の HP1.1 分

= 「訪問看護・費用額」 × 按分比率 T

按分比率 T=病院の按分比率

(HC3.3 の HP1.1 の①に記載の按分比率 A1 × 按分比率 B1)

→HF.2.3.1 : (「訪問看護・費用額」 - 「訪問看護・給付額」) × 按分比率 T

HF.1.2 : 「訪問看護・給付額」 × 按分比率 P × 按分比率 T

HF.1.1 : 「訪問看護・給付額」 × 按分比率 Q × 按分比率 T

②国民医療費「訪問看護医療費」 全額

→HF.1.2、HF.2.3.1に按分（“HCに基づく推計手法”の項 参照）

HC4.3 ①（=HC1.1の③）→全額 HF1.2

HC5.2.2 全額→ HF.1.1.1、HF.2.3.1に按分（“HCに基づく推計手法”の項 参照）

HP.1.2 Mental health and substance abuse hospitals 精神保健および薬物濫用治療病院

HC1.1 入院診療 の精神病院部分

HC1.3.1 外来診療 の精神病院部分

HC5.1.1 処方薬 の精神病院部分

HC1.1

①「入院医療費」 のHP1.2部分 (a)

=国民医療費「V. 精神及び行動の障害・入院」

×按分比率 X'（精神病床の中の精神病院・病床数／精神病床の病床数）

→HF2.3.1：a×患者負担割合・入院－HF1.1計上分

HF1.2：a×（1－患者負担割合・入院）

HF1.1：公費負担医療給付分「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」×按分比率 X'

②「入院時食事医療費」のHP1.2部分 (b)

=国民医療費「入院時食事医療費（“精神病床”分）の精神病院分

=国民医療費「入院時食事医療費（“精神病床”分）

×精神病床の中の精神病院・病床数／精神病床の病床数

→HF 2.3.1：b×患者負担割合・入院時食事医療費

HF1.2：b×（1－患者負担割合・入院時食事医療費）

⑤病院施設運営費補助金のHP1.2部分（精神病院の補助金合計） →全額 HF1.1

HC1.3.1+HC5.1.1

HC1.3.1のHP1.2部分

=（国民医療費「入院外医療費・病院」－病院分薬剤費）×精神病院按分比率

HC5.1.1のHP1.2部分＝病院分薬剤費×精神病院按分比率

∴HC1.3.1+HC5.1.1のHP1.2部分 (c)

=国民医療費「入院外医療費・病院」×精神病院按分比率

→HF2.3.1：c×患者負担割合・入院外・薬剤共通

HF1.2：c×（1－患者負担割合・入院外・薬剤共通）

HP.1.3 Speciality (other than mental health and substance abuse) hospitals

専門病院（精神保健および薬物濫用治療以外）

HC1.1 入院診療 の結核病院部分

HC1.1 国民医療費「公費負担医療給付分」の「結核予防法」

→全額 HF1.1

(上記、公費負担分以外については、HP1.1に含まれており、切り分け不能)

HP.2 Nursing and residential care facilities 長期医療系施設および居住施設

HP.2.1 Nursing care facilities 長期医療系施設

HC2.2 日帰りリハビリテーション の老健部分

HC3.1 長期医療系施設サービス の老健部分

HC2.2 介護保険の通所リハビリテーションに係る費用 のHP2.1分

= 「通所リハビリテーション・費用額」 × 按分比率 X

按分比率 X = 老健・利用単位数 / 通常規模の医療機関、小規模診療所、老健の利用単位数の合計

(HC2.2のHP2.1に記載の按分比率 A2)

→HF.2.3.1 : (「通所リハビリテーション・費用額」 - 「通所リハビリテーション・給付額」) × 按分比率 X

HF.1.2 : 「通所リハビリテーション・給付額」 × 按分比率 P × 按分比率 X

HF.1.1 : 「通所リハビリテーション・給付額」 × 按分比率 Q × 按分比率 X

按分比率 P = 給付額按分比率の保険者分 = 0.5

按分比率 Q = 給付額按分比率の公費分 = 0.5

HC3.1

①介護保険の介護老人保健施設に係る費用 全額 : 「介護老人保健施設・費用額」

→HF.2.3.1 : 「介護老人保健施設・費用額」 - 「介護老人保健施設・給付額」

HF.1.2 : 「介護老人保健施設・給付額」 × 按分比率 P

HF.1.1 : 「介護老人保健施設・給付額」 × 按分比率 Q

②介護保険の短期入所療養介護に係る費用の HP2.1分

= 「短期入所療養介護 (老健)・費用額」 全額

→HF.2.3.1 : 「短期入所療養介護 (老健)・費用額」 - 「短期入所療養介護 (老健)・給付額」

HF.1.2 : 「短期入所療養介護 (老健)・給付額」 × 按分比率 P

HF.1.1 : 「短期入所療養介護 (老健)・給付額」 × 按分比率 Q

HP.2.2 Residential mental retardation, mental health and substance abuse facilities 発達遅滞、精神保健および薬物依存治療のための居住施設

HP.2.3 Community care facilities for the elderly 高齢者のためのコミュニティケア施設

HP.2.9 All other residential care facilities その他の居住施設

HP.2.2~9 データがないため推計不能

HP.3 Providers of ambulatory health care 外来医療提供者

HP.3.1 Offices of physicians 医科診療所

HC1.1 入院診療 の診療所部分
 HC1.3.1 外来診療 の診療所部分
 HC2.2 日帰りリハビリテーション の診療所部分
 HC2.4 在宅でのリハビリテーションサービス の診療所部分
 HC3.1 長期医療系施設サービス の診療所部分
 HC3.3 在宅での長期医療系サービス の診療所部分
 HC5.1.1 処方薬 の診療所部分

HC1.1

- ①「入院医療費」 の HP3.1 部分 : 国民医療費「入院医療費・一般診療所」全額
 →**HF2.3.1**: 「入院医療費・一般診療所」×患者負担割合・入院
HF1.2: 「入院医療費・一般診療所」×(1-患者負担割合・入院)-HF1.1計上分
HF1.1: 公費負担医療給付分「生活保護法」の入院相当分×按分比率* (診療所分)
 *按分比率=一般・診療所の総点数 / (一般・病院の総点数+一般・診療所の総点数)
 各総点数=各病床数×各利用率×各一回当たり点数
- ②「入院時食事療養費」 の HP3.1 部分 (a)
 =**国民医療費**「入院時食事医療費」×按分比率* (一般診療所分)
 *按分比率(一般診療所分)=一般・診療所の有効利用病床数 / (一般の有効利用病床数+精神病床の有効利用病床数+療養型病床群の有効利用病床数)
 →**HF2.3.1**: a×患者負担割合・入院時食事医療費
HF1.2: a×(1-患者負担割合・入院時食事医療費)

HC1.3.1+HP5.1.1

- ①HC1.3.1のHP3.1部分
 = (国民医療費「入院外医療費・一般診療所」-診療所分薬剤費
 HC5.1.1のHP3.1部分=診療所分薬剤費
 ∴HC1.3.1+HC5.1.1のHP3.1部分=**国民医療費**「入院外医療費・一般診療所」
 →**HF2.3.1**: 「入院外医療費・一般診療所」×患者負担割合・入院外・薬剤共通
HF1.2: 「入院外医療費・一般診療所」×(1-患者負担割合・入院外・薬剤共通)
 -HF1.1計上分
HF1.1: 公費負担医療給付分「生活保護法」の入院外相当分×按分比率* (診療所分)
 *按分比率=「入院外医療費・一般診療所」 / 「入院外医療費」
- ④診療所の補助金合計 →全額 **HF1.1**

HC2.2 介護保険の通所リハビリテーションに係る費用 のHP3.1分

- = 「通所リハビリテーション・費用額」×按分比率 X
 按分比率 X=小規模診療所・利用単位数 / 通常規模の医療機関、小規模診療所、老健の利用単位数の合計
 (HC2.2のHP3.1に記載の按分比率 A3)
 →**HF2.3.1**: (「通所リハビリテーション・費用額」-「通所リハビリテーション・給付額」)
 ×按分比率 X
HF1.2: 「通所リハビリテーション・給付額」×按分比率 P×按分比率 X

HF1.1 : 「通所リハビリテーション・給付額」 × 按分比率 Q × 按分比率 X
按分比率 P = 給付額按分比率の保険者分 = 0.5
按分比率 Q = 給付額按分比率の公費分 = 0.5

HC2.4

①介護保険の訪問リハビリテーションに係る費用 の HP3.1 分

= 「訪問リハビリテーション・費用額」 × 按分比率 Y
按分比率 Y = 診療所・点数 / 病院と診療所の点数の合計
(HC2.4 の HP3.1 の①に記載の按分比率 B2)

→**HF.2.3.1** : (「訪問リハビリテーション・費用額」 - 「訪問リハビリテーション・給付額」)
× 按分比率 Y

HF.1.2 : 「訪問リハビリテーション・給付額」 × 按分比率 P × 按分比率 Y

HF.1.1 : 「訪問リハビリテーション・給付額」 × 按分比率 Q × 按分比率 Y

②介護保険の居宅療養管理指導に係る費用 の HP3.1 分

= 「居宅療養管理指導・費用額」 × 按分比率 Z
按分比率 Z = 診療所の按分比率 (HC2.4 の HP3.1 の②に記載の按分比率 C2)

→**HF.2.3.1** : (「居宅療養管理指導・費用額」 - 「居宅療養管理指導・給付額」)
× 按分比率 Z

HF.1.2 : 「居宅療養管理指導・給付額」 × 按分比率 P × 按分比率 Z

HF.1.1 : 「居宅療養管理指導・給付額」 × 按分比率 Q × 按分比率 Z

HC3.1

②介護保険の介護療養型医療施設に係る費用 の HP3.1 分

= 「介護療養型医療施設・費用額」 × 按分比率 W
按分比率 W = 診療所の算定点数の合計 / 病院と診療所の算定点数の合計
(HC3.1 の HP3.1 の②に記載の按分比率 A2)

→**HF.2.3.1** : (「介護療養型医療施設・費用額」 - 「介護療養型医療施設・給付額」)
× 按分比率 W

HF.1.2 : 「介護療養型医療施設・給付額」 × 按分比率 P × 按分比率 W

HF.1.1 : 「介護療養型医療施設・給付額」 × 按分比率 Q × 按分比率 W

③介護保険の介護療養型医療施設に係る費用 の HP3.1 分

= 「短期入所療養介護 (病院等)・費用額」 × 按分比率 V
按分比率 V = 診療所の算定点数の合計 / 病院と診療所の算定点数の合計
(HC3.1 の HP3.1 の③に記載の按分比率 B2)

→**HF.2.3.1** : (「短期入所療養介護 (病院等)・費用額」 - 「短期入所療養介護 (病院等)・給付額」)
× 按分比率 V

HF.1.2 : 「短期入所療養介護 (病院等)・給付額」 × 按分比率 P × 按分比率 V

HF.1.1 : 「短期入所療養介護 (病院等)・給付額」 × 按分比率 Q × 按分比率 V

HC3.3

①介護保険の訪問看護に係る費用 の HP3.1 分

= 「訪問看護・費用額」 × 按分比率 U

按分比率 U = 病院の按分比率

(HC3.3 の HP3.1 の①に記載の按分比率 A1 × 按分比率 B2)

→ HF.2.3.1 : 「訪問看護・費用額」 - 「訪問看護・給付額」 × 按分比率 U

HF.1.2 : 「訪問看護・給付額」 × 按分比率 P × 按分比率 U

HF.1.1 : 「訪問看護・給付額」 × 按分比率 Q × 按分比率 U

HP.3.2 Offices of dentists 歯科診療所

HC1.3.2 外来歯科診療 全額

HC2.4 在宅でのリハビリテーションサービス の歯科診療所部分

HC5.1.1 処方薬 の歯科診療所部分

HC1.3.2

HC1.3.2 = (国民医療費「歯科診療医療費」 - 歯科分薬剤費

→ HF.2.3.1 : 「歯科診療医療費」 × 患者負担割合・歯科

HF.1.2 : 「歯科診療医療費」 × (1 - 患者負担割合・歯科) - HF1.1 計上分

HF1.1 : 公費負担医療給付分「生活保護法」の歯科外相当分

HC5.1.1

処方薬の HP3.2 部分 = 歯科分薬剤費

→ HF.2.3.1 : 歯科分薬剤費 × 患者負担割合・入院外・薬剤共通

HF.1.2 : 歯科分薬剤費 × (1 - 患者負担割合・入院外・薬剤共通)

HC2.4

②介護保険の居宅療養管理指導に係る費用 の HP3.2 分

= 「居宅療養管理指導・費用額」 × 按分比率 T

按分比率 T = 歯科診療所の按分比率 (HC2.4 の HP3.2 の②に記載の按分比率 C3)

→ HF.2.3.1 : 「居宅療養管理指導・費用額」 - 「居宅療養管理指導・給付額」 × 按分比率 T

HF.1.2 : 「居宅療養管理指導・給付額」 × 按分比率 P × 按分比率 T

HF.1.1 : 「居宅療養管理指導・給付額」 × 按分比率 Q × 按分比率 T

HP.3.3 Offices of other health practitioners その他の保健医療従事者の外来施設

柔道整復、按摩、鍼灸などの保険診療部分は HP3.1 等に含まれているが (ただし、切り分けは不能)、それ以外の自由診療部分についてはデータなし。

HP.3.4 Out-patient care centres 外来診療センター

HP.3.5 Medical and diagnostic laboratories 臨床検査および診断検査所

該当しない

HP.3.6 Providers of home health care services 在宅医療サービス提供者

HC3.3 在宅での長期医療系サービス の訪問看護ステーション部分

HC3.3

①介護保険の訪問看護に係る費用 の HP3.6 分

= 「訪問看護・費用額」 × 按分比率 S

按分比率 S = 訪問看護ステーションの按分比率

(HC3.3 の HP3.6 の①に記載の按分比率 A2)

→HF.2.3.1 : (「訪問看護・費用額」 - 「訪問看護・給付額」) × 按分比率 S

HF.1.2 : 「訪問看護・給付額」 × 按分比率 P × 按分比率 S

HF.1.1 : 「訪問看護・給付額」 × 按分比率 Q × 按分比率 S

HP.3.9 Other providers of ambulatory health care その他の外来サービス提供者

HP.3.9.1 Ambulance services 救急車サービス

HC4.3 患者搬送および救急 の ②救急業務費

HC4.3 ② → 全額 HF.1.1.1

HP.3.9.2 Blood and organ banks 血液および臓器バンク

HP.3.9.9 Providers of all other ambulatory health care services

その他の外来サービス提供者

データなし

HP.4 Retail sale and other providers of medical goods

医療品の小売、供給

HP.4.1 Dispensing chemists 調剤薬剤師

HC1.3.1 外来診療 の ③薬局の調剤技術料

HC5.1.1 処方薬 の薬局部分

HC4.3 ③薬局の調剤技術料 全額

→HF.2.3.1 : 薬局の調剤技術料 × 患者負担割合・入院外・薬剤共通

HF.1.2 : 薬局の調剤技術料 × (1 - 患者負担割合・入院外・薬剤共通)

HC5.1.1

処方薬の HP4.1 部分 = 薬局分薬剤費

→HF.2.3.1 : 薬局分薬剤費 × 患者負担割合・入院外・薬剤共通

HF.1.2 : 薬局分薬剤費 × (1 - 患者負担割合・入院外・薬剤共通)

HP.4.2 Retail sale and other suppliers of optical glasses and other vision products
眼鏡と視力矯正器具の小売、その他の供給業者

HC5.2.1 眼鏡と視力矯正器具 全額

HC5.2.1 →全額 **HF2.3.1** (全額、自費負担とみなした)

HP.4.3 Retail sale and other suppliers of hearing aids 補聴器の小売、その他の供給業者

HC5.2.3 補聴器 全額

HC5.2.3 →全額 **HF1.1.1** (全額、公費負担とみなした)

HP.4.4 Retail sale and other suppliers of medical appliances (other than optical glasses and hearing aids) 医療器具の小売、その他の供給業者 (眼鏡および補聴器以外)
データなし

HP.4.9 All other miscellaneous sale and other suppliers of pharmaceuticals and medical goods その他、医薬品および医療財の様々な販売、その他の供給業者

HC5.1.2. 一般薬 全額

HC5.1.3 その他の非耐久性医療財 全額

HC5.2.9 その他の様々な耐久性医療財 全額

HC5.1.2. →全額 **HF2.3.1**

HC5.1.3. →全額 **HF2.3.1**

HC5.2.9. →全額 **HF2.3.1** (全額、自費負担とみなした)

HP.5 Provision and administration of public health programmes
公衆衛生プログラムの提供および管理

HC6.1 母子保健；家族計画およびカウンセリング 全額

HC6.2 学校保健サービス 全額

HC6.3 感染症予防 全額

HC6.5 産業保健 全額

HC6.1 →全額 **HF1.1** (“HCに基づく推計手法”の項 参照)

HC6.2 →全額 **HF1.1.1**

HC6.3 →全額 **HF1.1.1**

HC6.5 →**HF1.2**と**HF2.5** (“HCに基づく推計手法”の項 参照)

(政府や地方自治体が行っている公衆衛生プログラムは、データがないため含まれていない。)

HP.6 General health administration of health 一般保健医療管理業務

HP.6.1 Government administration of health 政府による保健医療管理業務

データがないため、推計不能

HP.6.2 Social security funds 社会保障基金

HC7.1.2 社会保障基金の管理、運営、支援活動 全額

HC7.1.2 →全額 HF1.2

(政府(厚生労働省)の管理・運営にかかる費用はデータがないため、推計していない。)

HP.6.3 Other social insurance その他の社会保険

該当しない。

HP.6.4 Other (private) insurance その他の(民間)保険

HC7.2.2 保健医療管理業務および医療保険：その他の民間保険 全額

HC7.2.2 →全額 HF2.2

(生命保険会社の管理コストのみ計上。損害保険会社の医療保険にかかわる管理コストは、データがないため推計不能)

HP.6.9 All other providers of health administration その他の保健医療管理

データなし

HP.7 Other industries (rest of the economy) その他の産業(その他経済分野)

HP.7.1 Establishments as providers of occupational health care services

産業保健サービス提供者の事業所

HP.7.2 Private households as providers of home care

在宅ケア提供者としての一般家計

HP.7.9 All other industries as secondary producers of health care

保健医療の二次的生産者としての他の産業

HP7.1~9 データなし

HP.9 Rest of the world その他

該当しない

OECD Health Data 2003 各項目の推計手法

ここでは、OECD Health Data 2003(PART4,PART5)各項目の推計手法について説明する。項目の算出方法は、①) 項目が他の項目の加算・減算の場合は式で表記し、②) ①に該当しない項目の場合は具体的な算出方法を表記している。②の項目については、日本の医療制度及び統計データの整備状況から以下のA~Dに分類し、項目名右端の()に記載している。

A: 項目に該当する部分が制度上存在し、費用推計が可能

B: 項目に該当する部分が制度上存在し、費用推計の一部が可能

C: 項目に該当する部分が制度上存在するが、費用推計が不可能

D: 項目に該当する部分が制度上存在しない。

また、対応するSHAの分類を[]に記載している。

なお、斜字の項目名は、OECD Health Data 2003の項目ではないが、OECD Health Data 2001までにおいて設定されていた項目などであり、推計上、便宜的に設けている項目である。

PART 4

Total expenditure on health

1. Total expenditure on health

項目 4+項目 7 (項目 2+項目 3 と一致)

2. Total current expenditure on health

項目 10+項目 13 (項目 5+項目 8 と一致)

3. Total investment on medical facilities [HC.R.1]

項目 6+項目 9

4. Public expenditure on health

項目 5+項目 6

5. Public current expenditure on health

項目 11+項目 14

6. Public investment on medical facilities(B) [HC.R.1 の public 分]

国公立病院設備投資+公的老人保健施設建設費+民間老人保健施設への補助金
※国立大学付属病院への補助金はデータ無し。

7. Private expenditure on health

項目 8+項目 9

8. Private current expenditure on health

項目 12+項目 15

9. Private investment on medical facilities(A) [HC.R.1 の private 分]

国公立以外の病院設備投資額+診療所設備投資額+歯科診療所設備投資額
+民間老人保健施設建設費-民間老人保健施設への補助金

Expenditure on personal health care

10. Total expenditure on personal health care [HC1~5 の合計]
項目 26+項目 88 (項目 11+項目 12 と一致)
11. Public expenditure on personal health care [HC1~5 の HF1]
項目 27+項目 89
12. Private expenditure on personal health care [HC1~5 の HF2]
項目 28+項目 90

Expenditure on collective health care

13. Total expenditure on collective health care [HC6+HC7]
項目 16+項目 23 (項目 14+項目 15 と一致)
14. Public expenditure on collective health care [HC6+HC7 の HF1]
項目 21+項目 24
15. Private expenditure on collective health care [HC6+HC7 の HF2]
項目 22+項目 25

Prevention & public health

16. Total expenditure on prevention & public health [HC6]
項目 17+項目 18+項目 19+項目 20 (項目 21+項目 22 と一致)
17. Expenditure on maternal & child health care(A) [HC6.1]
母子保健事業費用
18. Expenditure on school health services(A) [HC6.2]
学校保健費用 (学校医の報酬)
19. Expenditure on occupational health care(A) [HC6.5]
各医療保険の保健給付及び企業の福利厚生費に含まれる医療費
20. All other prevention & public health(B) [HC6.3+(HC6.4)+(HC6.9)]
予防接種費用
21. Public expenditure on Prevention & public health [HC6 の HF1]
項目 16-項目 22
22. Private expenditure on Prevention & public health(A) [HC6 の HF2]
企業の福利厚生費に含まれる医療費

Expenditure on health administration & insurance

23. Total expenditure on health administration & insurance [HC7]

項目 24+項目 25

24. Public expenditure on health administration & insurance(B) [HC7 の HF1]

間接費(健保連、国保連、中央会、支払基金、健保組合、共済、公費運営に関わる費用)

※関係省庁(厚生労働省など)の間接費はデータ無し。

25. Private expenditure on health administration & insurance(B) [HC7 の HF2]

民間の医療保険に関わる部分の管理コスト(生命保険会社のみ推計)。

※損害保険会社の管理コストはデータ無し。

Total expenditure on medical services

26. Total expenditure on medical services [HC1~4 の合計]

項目 41+項目 50+項目 59 +項目 68+項目 77

(項目 29+項目 30+項目 31 +項目 32 と一致) (項目 27+項目 28 と一致)

27. Public expenditure on medical services [HC1~4 の HF1]

項目 44+項目 53+項目 63+項目 71+項目 82

(項目 33+項目 34+項目 35 +項目 36 と一致)

28. Private expenditure on medical services [HC1~4 の HF2]

項目 47+項目 56+項目 67+項目 74+項目 87

(項目 37+項目 38+項目 39 +項目 40 と一致)

Expenditure on medical services by function

29. Total expenditure on curative and rehabilitative care [HC1+HC2]

項目 42+項目 51+項目 59+項目 69 (項目 33+項目 37 と一致)

30. Total expenditure on long-term nursing-care [HC3]

項目 43+項目 52+項目 70 (項目 34+項目 38 と一致)

31. Total expenditure on ancillary services [HC4]

項目 77 (項目 35+項目 39 と一致)

32. Total expenditure on not allocated by function(C)

データ無し。(概念上は、項目 36+項目 40)

33. Public expenditure on curative and rehabilitative care [HC1+HC2 の HF1]

項目 45+項目 54+項目 63+項目 72

34. Public expenditure on long-term nursing-care [HC3 の HF1]

項目 46+項目 55+項目 73

35. Public expenditure on ancillary services [HC4 の HF1]

項目 82

36. Public expenditure on not allocated by function(C)

データ無し。

37. Private expenditure on curative and rehabilitative care [HC1+HC2 の HF2]

項目 48+項目 57+項目 67+項目 75

38. Private expenditure on long-term nursing-care [HC3 の HF2]

項目 49+項目 58+項目 76

39. Private expenditure on ancillary services [HC4 の HF2]

項目 87

40. Private expenditure on not allocated by function(C)

データ無し。

Expenditure on in-patient care

41. Total expenditure on in-patient care(B) [HC1.1+HC2.1+HC3.1]

国民医療費（「入院医療費」＋「入院時食事医療費」）－移送費＋正常分娩費＋病院施設運営費補助金＋介護保険費用（介護老人保健施設費用＋介護療養型医療施設費用＋短期入所療養介護費用）

（項目 42+項目 43 と一致）（項目 44+項目 47 と一致）

※特定療養費・高度先進医療等はデータ無し。特定療養環境室料は未推計。

42. Total expenditure on curative and rehabilitative in-patient care [HC1.1+HC2.1]

項目 42A+項目 42B

42A. Total expenditure on acute care [HC1.1+HC2.1 の一般部分]

項目 41－（項目 42B+項目 43A+項目 43B）

42B. Total expenditure on psychiatric care(B) [HC1.1+HC2.1 の精神病床部分]

国民医療費（「精神及び行動の障害」医療費＋病院運営費補助金（精神病床分）＋入院時食事医療費（精神病床分）

（項目 45B+項目 48C と一致）

43. Total expenditure on long-term nursing in-patient care [HC3.1]

項目 43A+項目 43B

43A. Total expenditure on long-term nursing care(B) [HC3.1]

国民医療費（「入院費」の療養型病床群分＋「入院時食事医療費」の療養型病床群分）＋介護保険費用（介護老人保健施設費用＋介護療養型医療施設費用＋短期入所療養介護費用）

（項目 46A+項目 49A と一致）

43B. All other total expenditure on in-patient care(C)

データ無し。（概念上は、項目 46B+項目 49B）